

美しいひこね創造条例(素案)新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>本則</p> <p>第2章 美しいひこね創造活動 (登録)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、参加資格の確認を行い、参加資格があると認めるときは、<u>当該申請者を登録者名簿に登録するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(活動の報告および認定)</p> <p>第9条 <u>前条の規定により登録者名簿に登録された者(以下「登録者」という。)</u>は、第5条第2項に規定する活動期間中に行った創造活動について、市長が定める日までに、活動報告書を市長へ提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第9条第1項の規定による活動報告書の提出をしなかったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、登録を抹消すべき理由が生じたとき。</u></p>	<p>本則</p> <p>第2章 美しいひこね創造活動 (登録の決定等)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、参加資格の確認を行い、参加資格があると認めるときは、<u>参加登録証を申請者に交付する。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により、参加登録証を交付した者(以下「登録者」という。)</u>を登録者名簿に登録する。</p> <p>(活動の報告および認定)</p> <p>第9条 <u>登録者が、第5条第2項に規定する活動期間中に行った創造活動の活動実績の認定を受けようとするときは、</u>市長が定める日までに、活動報告書を市長へ提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、登録を抹消すべき理由が生じたとき。</u></p>